

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会設置要綱

(目的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地（以下「遺産候補地」とする。）の世界自然遺産推薦、登録と遺産候補地の自然環境の適正な保全管理に必要な科学的助言を得るため、学識経験者による「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」（以下「委員会」とする。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 遺産候補地の世界自然遺産としての価値の証明に関する事項
- (2) 遺産候補地の自然環境の保全管理に関する事項
- (3) 遺産候補地の保全管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員、オブザーバー、及び事務局をもって構成する。

- (1) 委員
事務局長から依頼された学識経験者
- (2) オブザーバー
関係行政機関
その他事務局長が必要と認める者
- (3) 事務局
第5条第1項に定める行政機関

(運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議事進行を行う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 5 委員は、自らが委員会に出席できない場合、自らの代理として、あらかじめ事務局長の了解を得た学識経験者を出席させることができる。
- 6 委員会は、重要な事項について検討を深めるため、委員会のもとに部会またはワーキンググループを設置することができる。

- 7 委員会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、希少種の位置情報を含むなど、公開することが不適切なものについては委員長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境省那覇自然環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県及び沖縄県によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省那覇自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省那覇自然環境事務所長が務める。

(その他)

第6条 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則) この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

(附則) この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

(附則) この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

(別紙) 委員一覧

(別添) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会委員の依頼手続等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、委員会委員の依頼手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(依頼手続)

第2条 委員への依頼は、事務局長が書面をもって行う。

(任期)

第3条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中における依頼及び再任をさまたげない。

(附則)

この要領は、平成25年5月27日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28年11月2日から施行する。